

令和 6 年安中市教育委員会 7 月期定例会 会議録

日時 令和 6 年 7 月 2 4 日（水）午後 2 時から午後 3 時まで
場所 松井田庁舎 2 階 第 4 会議室

【出席委員】

教 育 長	岩 崎 聡
教育長職務代理者	中 島 卯
委 員	佐 藤 和子
委 員	高 橋 恵美
委 員	三 宅 豊

【欠席委員】

なし

【事務局】

教 育 部 長	小 黒 勝明
総 務 課 長	井 上 昇
学校教育課長	関 井 貴美枝
生涯学習課長	飯 野 靖之

書 記	平 柳 好美
-----	--------

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の井上です。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

○ 岩崎教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 岩崎教育長

ただいまから、令和6年安中市教育委員会7月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局から説明をお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 岩崎教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等はでなかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、前回会議録につきましては承認とさせていただきます。

続きまして、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

* 委員から意見等はでなかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。「議案第16号」は、群馬県教育委員会からの指導もあり、8月31日までは公開することができない案件です。したがって、この議事は、非公開とすることが適当であると思われま。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「議案第16号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思いますが、いかがですか。

* 委員から異議等は出なかった。

○ 岩崎教育長

ご異議ないものと認めます。よって、「議案第16号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思います。

まずは、報告・承認の議事に入ります。

報告第11号「安中市図書館協議会委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 報告第 11 号を読み上げ、

委嘱年月日は、令和 6 年 4 月 1 日です。委嘱されました委員の方の任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間です。充て職により、任命させていただいております。

* 資料に沿って、委嘱した者の「氏名」、「所属等」を読み上げた後、

安中市図書館協議会は図書館法第 14 条及び安中市図書館条例第 8 条の規定に基づき設置されております。

昨年度委員の委嘱替えにより、同条の第 2 項、第 3 項の規定に基づき、8 名の方が 2 年の任期で委嘱されております。

委嘱基準は、「学校教育及び社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、「学識経験のある者」の中から委嘱するとなっております。

今回の委嘱につきましては、安中市 P T A 連合会及び安中市母子保健推進協議会の代表者の変更に伴うものです。

任期につきましては同条第 5 項に委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするという規定がありますので、残任期間の 1 年となります。

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

報告第 11 号「安中市図書館協議会委員の委嘱について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から意見等はでなかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、報告第 11 号「安中市図書館協議会委員の委嘱について」承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、報告第 1 1 号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第 1 2 号「安中市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について」について、事務局から説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

＊ 「報告第 1 2 号」を読み上げた後、

委嘱年月日は、令和 6 年 4 月 1 日です。今年度は、委嘱替えの年になっております。今回委嘱されました委員の方の任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 2 年間です。委嘱した者の表をご覧ください。今回委嘱された 1 6 名の方です。充て職により任命させていただいております。

＊ 資料に沿って、委嘱した者の「氏名」、「所属等」を読み上げた後、

新規の方が 7 名、継続の方は 9 名です。

安中市社会教育委員につきましては、社会教育法第 1 5 条並びに安中市社会教育委員条例第 2 条（委嘱の基準）、第 3 条（定数）、第 4 条（任期）の規定に基づき教育委員会が委嘱しています。

また公民館運営審議会委員につきましては、社会教育法第 2 9 条及び第 3 0 条並びに安中市公民館条例第 1 5 条第 2 項（委嘱の基準）、第 3 項（定数）、第 4 項（任期）の規定に基づき教育委員会が委嘱しています。

社会教育委員、公民館運営審議会委員の委嘱基準、定数、任期は全て同じ内容となっております。

委嘱基準は、「学校教育及び社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、「学識経験のある者」の中から委嘱するとなっております。委員定数は、「2 0 人以内」、任期は「2 年とする。ただし再任を妨げない。」となっております。

社会教育委員は、社会教育に関する諸計画を立案し、教育委員会の諮問に応じ助言をし、必要な研究調査を行うという本来の職務のほか、公民館運営審議会委員を兼務することにより、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、地域の課題や住民のニーズを把握して社会教育事業に反映させ効率的な推進を図っていく

役割も担っております。

このことから社会教育委員と公民館運営審議会委員を兼ねてお願いしております。

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

報告第12号「安中市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について」質疑がありましたら、お願いします。

◆ 佐藤委員

継続の方ですので、今までも委嘱されていたと思いますが、委員さんの中で、佐藤美香さん、家庭教育の向上に資する活動を行う者ということで規定にはあてはまっていると思いますが、どんな目的でどんな活動をしているかわかったら教えていただきたいと思います。

◇ 生涯学習課長

佐藤美香さんにつきましては、元々松井田保育園の父兄の会の代表をされていた方です。当時、ファミリーコンサート等の企画等をされ活躍されていた方です。家庭教育の向上に資する活動を行う者を社会教育委員として委嘱するということができる通知等が文部科学省よりあり、生涯学習課よりお願いいたしました。10年以上継続して、委員を受けていただいております。

○ 岩崎教育長

家庭教育の向上に資する活動を行う者となっていますが、団体というわけではないということですか。

◇ 生涯学習課長

はい。

○ 岩崎教育長

私立幼稚園・認定こども園父母の会連合会の渡邊さんが委嘱されていますが、似たようなところでずっと活動を一生懸命された実績から、家庭教育の向上に資する活動を行う者として委嘱したということですか。

◇ 生涯学習課長

同じような形で、松井田保育園で活躍されていた実績から委嘱をお願いし、引き受けていただきました。

◆ 中島委員

個人でも問題ないということですか。

◇ 生涯学習課長

はい、問題はありません。

○ 岩崎教育長

佐藤さんは、団体に属しているわけではありませんが、その分野に長けているということで委嘱したということよろしいでしょうか。

◇ 生涯学習課長

はい。

○ 岩崎教育長

他にございますか。

無いようですので、報告第12号「安中市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について」承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、報告第12号は、報告のとおり承認されました。

続いて、議案に移ります。

議案第 17 号「安中市社会教育関係団体の認定について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

＊ 「議案第 17 号」を読み上げた後、

社会教育関係団体につきましては、社会教育法第 10 条で、「社会教育関係団体とは法人である与否かを問わず、公の支配に属さない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としているものをいう」と規定されています。今回社会教育関係団体の認定の申請が 1 件ございましたので、ご提案させていただきます。

＊ 会議資料「安中市社会教育関係団体認定申請団体一覧」に記載された各項目を読み上げた後、

【申請団体】

・ 美容ボランティアグループ

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第 17 号「安中市社会教育関係団体の認定について」質疑がありましたら、お願いします。

＊ 委員から質疑等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いですので議案第 17 号「安中市社会教育関係団体の認定について」承認される委員の挙手を求めます。

＊ 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第１７号は、原案のとおり可決されました。

先ほど決定したとおり、これからの議事は非公開とします。

非公開議案

＝議案第１６号 令和７年度使用安中市立小学校中学校教科用図書の採択について＝

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第６「その他」です。事務局、委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

◆ 中島委員

最近のニュースで、コロナがまた増えていると報じられていますが、５類に移行し、以前とは対応が違うと思いますが、現状把握は可能ですか。

◇ 学校教育課長

コロナに感染しますと出席停止になりますので、学校には報告が来て感染症システムへ入力します。教育委員会からも感染症システムの入力状況を確認することができますが、５類以前の時のように、学校から教育委員会への報告は、現在行っておりません。

◆ 中島委員

今の状況はどうですか。

◇ 学校教育課長

夏休み前もさほど流行ってきているという話は聞いておりません。

夏休み前に、学級閉鎖になっている学校はありませんでした。

○ 岩崎教育長

他にございませんか。

無いようですので以上で、令和6年安中市教育委員会7月期定例会を閉会いたします。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

* 総務課長が、次回会議の周知を行う。

【次回定例会】

日時 令和6年8月27日（火） 午後2時から

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

◇ 総務課長

それでは散会いたします。どうぞ気を付けてお帰りください。